

◆その他の支援制度

●特別定額給付金(総務省)【住民基本台帳に記録されている方】

概要: 基準日(令和2年4月 27 日)において、住民基本台帳に記録されている方を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者 1 人につき 10 万円を給付する制度です。申請は、市区町村から世帯主宛てに郵送された申請書により、世帯主が、郵送又はオンライン(マイナンバーカード所持者が利用可能)により行い、給付は原則として申請者本人名義の銀行口座への振込により実施します。なお、海外留学から帰国し、基準日において日本に居住している日本人学生等についても、住民票を復活させる手続きをしていただくことにより、住民登録の復活が基準日より後であっても給付対象者とするとしています。

申込時期: 市区町村により決定された郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内。

問合せ先: 特別定額給付金コールセンター 0120-260020

(フリーダイヤル応答時間帯: 平日、休日問わず9:00~18:30)

●日本政策金融公庫の教育ローン【幅広い世帯の方】

概要: 大学等に入学・在学する方の保護者に対し、学生等 1 人あたり 350 万円以内の貸付を行うものです。利息は年1.70%(固定金利)です。

申込時期: 随時

問合せ先: 日本政策金融公庫(<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>)